

令和5年度（2023年度）第10回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2024年3月26日（火）午後1時30分開会

場 所：か での 2 ・ 7 7 階 710 会 議 室

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第10回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日はお忙しいところご出席をいただき、どうもありがとうございます。

進行は私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願います。

本日の審議会もオンラインを併用する対面形式での開催となっておりますが、現在、委員総数15名中、会場出席が露崎会長、オンラインでの出席が10名、合わせて11名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の資料について確認いたします。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1は1-1から1-4、資料2は2-1から2-3、資料3は3-1と3-2、資料4、資料5は5-1と5-2、資料6は6-1から6-3、このほかに番号なしの資料がございます。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は6件です。

議事（1）は、（仮称）石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業計画段階環境配慮書についてで、株式会社JERAの事業でございます。本日が2回目の審議で答申を予定しており、事務局からは、主な2次質問とその事業者回答等の報告、答申文（案）たたき台等の説明を行いました後、皆様にご審議をいただくこととしています。

議事（2）は、（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書についてで、関西電力株式会社の事業です。本日が3回目の審議で、こちらも答申を予定しており、事務局から主な3次質問とその事業者回答等の報告、答申文（案）たたき台等の説明を行いました後、皆様にご審議をいただくこととしています。

議事（3）は、（仮称）今金せたな風力発電事業環境影響評価方法書についてで、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の事業です。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答等の報告の後、皆様にご審議をいただく予定としております。

なお、本議事におきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際には傍聴者及び報道機関の方にはご退室いただきますので、協力をお願いいたします。

議事（4）は、（仮称）厚沢部風力発電事業環境影響評価方法書についてで、厚沢部風力開発株式会社の事業、また、議事（5）は、（仮称）知内風力発電事業環境影響評価方法書についてで、知内風力開発株式会社の事業です。どちらも事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答等の報告の後、皆様にご審議をいただく予定としております。

最後に、議事（6）は、（仮称）福島町風力発電事業環境影響評価方法書についてで、福島風力開発株式会社の事業です。本日が2回目の審議で、事務局から意見の概要と事業

者の見解、主な2次質問とその事業者回答等の報告を行い、皆様にご審議をいただく予定としております。

では、これからの議事進行は露崎会長にお願いいたします。

2. 議 事

○露崎会長 それでは、早速ですが、これより議事（1）に移ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から事業概要の説明及び主な2次質問とその事業者回答の報告及び答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 資料1-1から資料1-4をご用意ください。

資料1-1が2次質問を加えた事業者への質問と事業者回答になります。本事業は1次質問でのやり取りについて先月の審議会でご審議をいただいております、そこでの意見などを2次質問に反映し、事業者から回答をいただいております。

資料1-2は、その質問と事業者回答のやり取りの中で生じた図書の修正などについて事業者から提出されたものになります。

資料1-3が事業に関連する2市町長の意見になります。アセス条例に基づきまして、道から関係市町村に意見照会して、1次意見作成の際に意見を勘案しております。

最後に、資料1-4については、当審議会に道から諮問させていただきました本事業に係る答申文案のたたき台となります。

まず、事業概要について、図書を用いて簡単ですが、ご説明いたします。

濃い青色の図書の浮体式洋上の配慮書の10ページをご覧ください。

本事業は、グリーンイノベーション基金の一環としまして、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）により採択されたTLP方式による浮体式洋上風力発電の実証事業であり、本ページに候補区域が黒線で示されておりまして、赤線で示されているのが本事業の実施想定区域となります。

今まで審議してきた洋上とは異なりまして、浮体式のみを採用しているということで、水深が60メートルから70メートル程度、陸域からは6.5キロメートル程度離れた場所となっております。

次に、58ページをご覧ください。

こちらは注目すべき生息地の分布状況ですけれども、事業計画地の北部にある天売島をベースとしたマリーンIBAと本事業実施想定区域が重複しておりまして、距離が離れているのですけれども、海鳥の繁殖地が6キロメートル弱離れた場所にあります。

次に、91ページをご覧ください。

こちらは、注目すべき生息・生育地の海域の分布状況で、事業実施想定区域は、先ほど

も言いましたとおり、水深が70メートル以上あるということで、水深50メートルよりも浅い場所が選定されています。生物多様性の観点から重要度の高い海域の範囲外となっております。

次に、126ページをご覧ください。

こちらは漁業権等の設定状況がまとめられておりまして、本事業実施想定区域は第1種及び第2種漁業権区域と重複していることが分かります。

めぐりまして、134ページ、135ページをご覧ください。

こちらは、学校、病院等や住宅等の配置の状況の図です。最寄りの住宅まで6.9キロメートルあり、特に配慮が必要な施設として浜益中学校が一番近いですが、それでも10キロメートル以上の離隔距離があります。

図書についてはこれで以上としまして、資料1-1を用い、答申に係る部分等を抜粋しまして、1次質問、2次質問とその事業者回答について説明いたします。

まず、資料1-1の1ページです。

質問番号1-2をご覧ください。

図書の公表についてですが、ダウンロード、印刷できないことについて、1次質問では、目的外利用による図書の流出やデータ改ざん等を含む観点からそれらを制限しているとの回答がありましたが、ダウンロードと印刷を可能とする事業も最近増えつつあるということも踏まえた相互理解の促進について2次質問で伺いました。これに対して、事業者から、1次質問と同じ理由で、図書の公表は縦覧期間中のみとしている、なお、縦覧期間終了後も印刷、ダウンロードを可能とした配慮書の概要をまとめたあらましを公表しておりまして、引き続き、方法書、準備書、評価書の各段階においてもあらましを継続して公表いたしますとの回答をもらっております。

次に、資料1-1の2ページの質問番号2-8をご覧ください。

ほかの事業者についても同海域において事業実施を計画しており、多数の風力発電機の建設が計画されているということから、景観への累積的影響が懸念されているということについて質問しております。これに対して、事業者から、現時点では、石狩湾の有望な区域において計画中の事業が複数存在しており、事業者が選定されていないということから、累積的影響を予測するための情報収集は難しい、ただし、本事業の風車と促進区域の風車が同時期に存在する可能性があることから、本事業の準備書の作成段階において、計画中の事業者が選定され、具体的な計画が明らかになった場合は選定された事業者から情報の入手に努めるとの回答がありました。

次に、3ページの質問番号3-4をご覧ください。

区域と重複しているマリーンIBAについて、正しく配慮するために必要な情報を整理した上で、環境構成、海鳥の繁殖地の保護指定、繁殖している海鳥、海鳥や海洋保全への脅威等に基づき、本事業においてどのような配慮が必要と考えられるかを伺いました。これに対して、事業者から、本事業においては、マリーンIBA道北（天売島）の範囲への影響

を実行可能な範囲で低減するため、準備書段階での現地調査の結果を踏まえ、配慮について検討する、なお、影響の予測が困難な場合や最新の保全措置について知見が必要と考えられる場合は専門家等の意見を聴取しますとの回答をもらっております。

次に、6ページの質問番号4-4をご覧ください。

①で水域の生態系の予測、評価について可能な範囲で予測、評価するべきではないかと伺っております。これに対して、事業者から、方法書以降の手續において最新の知見や先行事例を参考にするほか、必要に応じて専門家の助言、指導を仰ぎながら生態系について選定し、予測及び評価の実施を検討いたしますとの回答をもらっております。

以上で、資料1-1の説明を終わらせていただきます。

資料1-2は、今の資料1-1に関連する質問の回答の補足資料となっておりますが、説明は割愛させていただきますので、適宜、ご参照ください。

次に、資料1-3の関係市町長の意見について説明いたします。

本配慮書の関係市町村は、石狩市と増毛町の2市町になります。

では、資料の順に説明していきます。

まず、石狩市長意見ですけれども、総括的事項と個別的事項に分かれておりまして、総括的事項では、先行事例の少ない洋上での浮体式洋上風力発電実証事業となっていることから、計画段階では想定し得ない環境影響が生じる可能性を指摘した上で、石狩市のゾーニング計画を踏まえた検討や調整を行うこと、図書ウェブ上における縦覧の利便性の向上について、また、最新の知見や専門家意見を踏まえた十分な調査、慎重な予測及び評価について意見しております。

また、個別的事項では、陸域及び海域の動物と景観についての意見で、動物が施設の存在、稼働によるコウモリ類、鳥類、また、河川域から沿岸に降海する種、沿岸域、沿岸域から外洋域及び外洋域に生息する種への影響についてということで、注目すべき生息地であるマリーンIBAと重複していることによる影響について、方法書以降における十分な調査並びに慎重な予測及び評価の実施、その結果を踏まえた風力発電設備の基数や配置等の検討について意見しております。

景観については、可視領域に含まれる可能性があるとして白銀の滝駐車場への影響、眺望点の利用目的や利用者の属性などでも変化する眺望環境への影響、季節変化や航空障害灯の点灯による影響などを挙げて、季節や時間帯ごとのフォトモンタージュ等作成による予測及び評価の実施について意見しております。

次に、増毛町長意見です。

4項目について意見がありまして、一つ目として、海水の濁り、水中音及び振動等による海生動植物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適時適切な調査と予測及び評価を行い、海生動植物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は適切な環境保全措置を講ずることを意見しております。

二つ目は周囲の景観との調和や設備の色調、位置への配慮、三つ目は騒音や振動による

影響、四つ目は町民や関係団体への十分な説明と理解を得た上での事業実施についてです。

関係市町長意見については以上になります。

最後に、資料 1-4 の答申文（案）たたき台についてご説明いたします。

本事業は、道の条例に基づく配慮書手続となりますが、意見すべき内容は従来審査してきた法案件の洋上事業と同様のものであるため、それらの意見も参考に今回作成しております。

まず、前書きです。

1 段落目は、本事業の事業特性として、浮体式洋上風力発電の早期実用化を図ることを目的とした実証事業であることを述べた上で、風車の諸元、基数、最大出力を記載しております。

2 段落目は、本地域の特性としまして、事業実施想定区域と重複しているマリーン IBA や希少な海洋生物、周辺他事業について意見しております。

続きまして、総括的事項についてです。

まず、（1）としまして、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たって科学的知見を踏まえた予測及び評価を求めておりまして、科学的根拠を示すことができない場合は事業計画の見直しを求めております。

次に、（2）としまして、海底ケーブルの敷設などによる水の濁り、地形改変や施設の存在による流向、流速の変動及び工事の実施や施設の稼働に伴う水中音並びにそれらが生態系に及ぼす影響などについての懸念から、計画段階配慮事項の選定の有無にかかわらず、影響を受けるおそれがある項目については漏れなく環境影響評価の項目として選定、適切に調査、予測及び評価の実施を求めております。

（3）は、累積的影響についてということで、必要な情報を入手した上で適切に調査、予測及び評価をすること、（4）では、石狩市のゾーニング計画を踏まえた調整をして、その結果を反映した計画とすること、（5）では、住民との相互理解の促進、特に、洋上ということで、漁業関係者との十分な協議や調整について、（6）では、図書の公表についてということで、印刷、ダウンロードを可能にすることや縦覧期間の利便性向上に努めるよう求めております。

従来の意見では、縦覧期間終了後の手前に「法令等に基づく」という文言を付していたのですが、本意見の趣旨は、図書の継続性を勘案し、縦覧終了後も継続して公表してほしいという趣旨がより明確に伝達できるよう文言を整理し、「法令等に基づく」という文言を削除させていただいております。

続いて、2 の個別的事項になります。

まず、項目ですけれども、従来の洋上風力発電事業と異なりまして、浮体式洋上ということで、陸域から 6.5 キロメートル程度沖合で計画されていることから、騒音等の意見を付しておらず、今回、動物、生態系、景観の 3 項目としております。

まず、（1）の動物です。

アでは、マリーン IBA や専門家ヒアリングで得られているウトウの採餌場の存在のほか、コウモリ類や海洋生物の情報などについて述べ、これらの種の生息状況等に関する詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクやバッドストライク、工事に伴う影響について予測及び評価を実施し、事業に反映させることで影響を回避、低減することとしております。

イでは、改変する可能性のある環境に生息する動物相を的確に把握し、重要な動物種の生息環境への影響を回避、低減することとしております。

次に、(2)の生態系です。

図書にて標準的な手法を提示できる段階ではないとされているとして、計画段階環境配慮事項として選定されていないのですが、工事の実施や施設の存在、稼働に伴う海域の環境変化による影響が長期間にわたり広域に及ぶおそれがあるため、最新の知見の収集に努め、専門家の助言を得ながら対処や手法について十分検討することを求めています。

今回、従来の洋上案件と選定しない理由の文言が若干異なっていることから、今回提出された図書の記載に合わせて記載を変更しております。

最後に、(3)の景観になります。

主要な眺望点の選定について、自治体に限らず、観光協会などの関係機関へのヒアリングなどによって、地域住民が日常生活上、慣れ親しんでいる場所を含め、ほかに選定すべき眺望点がないかを改めて検討すること、景観資源については歴史・文化性の観点からも選定することを求め、その上で適切に調査、予測及び評価をして影響を回避、低減することとしております。

資料に関する説明については以上とさせていただきます。

ご審議について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○露崎会長 ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。初めてに近い事案でもありますので、何か確認したいことがございましたら挙手をお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、答申文(案)に関しましてはたたき台のままとするということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

万一、最終的な文言の修正等がありました場合には私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 ありがとうございます。

では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

続きまして、議事（２）に移ります。

本日が３回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書についてです。

事務局から事業概要の説明及び主な３次質問とその事業者回答等の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（下田主事） まずは図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業の紫色の図書をご用意ください。

５ページをご覧ください。

対象事業の実施区域ですけれども、古平町及び余市町に位置する計画でして、区域南側の仁木町も関係市町村となっております。

続きまして、21 ページ、22 ページをご覧ください。

こちらは区域及びその周辺の他事業について記載されているのですけれども、区域内及びその周辺に既存施設の古平牧場ウィンドファーム及び古平町風力発電所がございます。いずれも単機出力 3,200 キロワット級の風車が 2 基ずつ設置されている事業となっております。

また、区域の周辺には洋上風力発電事業が 2 事業ありますが、洋上風力に関しましては、いずれも配慮書が終了した段階となっております。

続きまして、動物についてです。

63 ページをご覧ください。

EADAS のセンシティブティマップでは、区域及びその周囲が位置するメッシュについては注意喚起レベル C のメッシュ、65 ページを見ますと、海域版では注意喚起レベル 1 のメッシュが確認されております。

58 ページの図ではクマタカの生息情報が記載されており、また、56 ページには渡りルートを示されておりまして、対象事業実施区域の北側に海ワシ類の日中の渡りルートが示されております。

続いて、植物についてです。

85 ページをご覧ください。

対象事業の実施区域には植生自然度 9 または植生自然度 10 の植生が存在しております。

97 ページに表がありますけれども、植生自然度 9 がエゾイタヤミズナラ群落など、植生自然度 10 がオオヨモギーオオイタドリ群団などがあると記載されております。

続いて、重要な自然環境のまとまりの場について、117 ページと 118 ページをご覧ください。

117 ページには植生自然度が高い場所、118 ページには保安林の記載がございます。いずれも事業実施区域に存在しておりまして、区域の周辺にはさらにニセコ積丹小樽海岸国定公園や余市鳥獣保護区、特別保護区などが存在しております。

次に、配慮が特に必要な施設についてです。

156 ページをご覧ください。

環境保全上配慮すべき施設のうち、最も近接している施設が福祉施設で、風力発電機の配置想定範囲からおよそ 2.3 キロメートルの距離にあります。また、隣の 157 ページを見ますと、住宅等の配置の概況が示されておりまして、風力発電機の配置想定範囲に最も近接する住宅でおよそ 1.5 キロメートルの距離となっております。

次に、景観についてです。

ページを飛びまして、402 ページをご覧ください。

周辺の主要な眺望点及び身近な眺望点ですけれども、円山公園など、13 地点が示されておりまして、このうち、垂直見込み角が最も大きくなる地点が 2 の数字がついております明和地区住民集会所で、5.5 度とされています。

最後になりますが、人と自然とのふれあいの活動の場についてです。

407 ページをご覧ください。

国道 229 号や国道 5 号の工事関係車両の主要な走行ルートが紫色で示されているのですが、ここのルートとアクセスルートが重複する場所として浜中モイレ海水浴場などがございます。

簡単ですが、事業概要の説明は以上とさせていただきます、続いて、資料 2-1 に沿い、3 次質問とその事業者回答について説明いたします。

まず、3 ページの質問番号 3-6 をご覧ください。

植生自然度 9 の場所について、1 次質問、2 次質問で植生自然度 9 と判断される場所は回避するような配置を検討するというところで事業者から回答を得ていたところですが、植生自然度 9 の場所を回避したとして、隣接した場所に風車を設置するとヤードや開削面からの影響、風当たり、日照といった環境の変化の影響は受けないのか、植生自然度 9 の場所と風車との間の離隔距離をどの程度取るのか、あるいは、影響について調査をする考えがあるのかについて質問をいたしました。これに対して、事業者から、植生自然度 9 の境界部に風車を設置した場合は、ヤードや開削面から風当たりなど直接の影響を受けることが考えられるため、周辺地形から予想される風当たりなどによる直接の影響を低減するため、周辺の植生やその他環境要素の調査結果並びに土木設計上の安全性や施工性などを総合的に勘案し、可能な限り離隔を取った配置の検討を行いますとの回答を得ました。

続きまして、12 ページの質問番号 6-19 をご覧ください。

希少猛禽類の定点観察法について、繁殖の有無などにより、つがいの行動圏や飛行頻度は年によって変動することから、一般的には 2 営巣期を含む 1.5 年の調査を実施する必要があるとされているにもかかわらず、1 年間の実施で良いとした理由について、さらに、次の繁殖期の調査を追加実施するかどうかを決める上でも 2 営巣期を含む 1.5 年の調査を実施するべきと考えますが、このことに関する事業者の見解、以上の 2 点について質問しました。これに対して、事業者から、対象事業実施区域及びその周辺における希少猛禽類の概況を把握するため、事前に概況調査を実施したとのことで、その結果、ハチクマ、オ

ジロワシ、ハイタカ、クマタカ等を確認し、飛翔エリアや行動パターンの概略を把握したものの、オジロワシとクマタカについては繁殖に関わる行動は確認されなかったとのことでした。現地指導を受けた専門家から、特に、クマタカについては当該地域では低標高地で営巣する傾向があるとの意見をj得ていることから、現時点では風力発電機設置想定範囲近辺での営巣の可能性は低いと考えているとのことjです。

一方jで、風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方(案)という文献によると、1営巣期目の調査結果を踏まえ、ブレード、タワー等への接近、接触の影響、改変による生息環境の減少、喪失の影響、繁殖、採餌に係る移動経路の遮断、阻害の影響の三つの事業影響を検討した上で2営巣期目の調査の有無、調査を実施する場合の手法、時期、回数を検討するといった調査、予測、評価の最適化検討というものjが提案されているということで、この調査においては、事前の調査結果やこの考え方を参考に1営巣期目の調査を実施し、その結果を踏まえて2営巣期目の調査を検討するとのことjでした。

次に、13 ページの質問番号 6-39 の①をご覧ください。

こちらjも希少猛禽類の定点観察法についてですけれども、月1回、3日間の調査としていますが、調査の実施日をどのような基準で決めるのか、また、希少猛禽類にも様々な種がいることから、想定される種の生態を踏まえ、この調査回数で十分である根拠について質問しました。これに対して、事業者から、希少猛禽類の定点観察法については、猛禽類保護の進め方にクマタカの調査方法のうち、行動圏調査について、調査頻度は月に1回から数回は必要であると記載されていることから月1回としており、また、連続3日間調査を実施するので、天候による観察精度の低下も防げるものと考えている、また、毎月調査を実施することにより、様々な猛禽類種の繁殖期間が含まれているだけでなく、非繁殖期の生息状況も把握できるものと考えていますとの回答をj得ております。

最後に、16 ページの質問番号 8-1 をご覧ください。

方法書の住民説明会にて、参加者からの質疑を記入方式により集め、回答したとのことjですが、説明会時の意見はどの程度集まったのか、また、内容が重複しているものを除き、集計した意見には時間内に全て回答できたのか、さらに、事業者から事業概要を説明した後jに質疑の記入を求めたのか、それとも開会前に求めたのか、3点について質問をjしました。これに対して、事業者から、意見の件数については、古平町で18件、余市町で136件、仁木町で124件の質問または意見をj得たとのことjです。そして、集計した意見についてjですが、古平町、余市町では時間内に全問回答し、仁木町では、設定していた質疑応答の時間内に回答できなかった質問があったため、説明会終了後に個別対応の時間を設けて対応したとのことjです。また、質疑記入のタイミングについては、説明会当日の受付時に質問記入用紙を渡し、事業説明中または事業説明後の休憩時間での記入をお願いしたとのことjでした。説明会では多数の参加者及び質問が見込まれる中、より多くの質問に回答できる形式として記入方式を採用したとのことjですが、今後の説明会の形式については、今回の

結果を踏まえ、さらなる改善と工夫を行ってまいりますとの回答を得ております。

簡単ですが、資料 2-1 の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料 2-2 の関係町長の意見をご覧ください。

本事業の関係町村は、古平町、余市町、仁木町の 3 町となっております。

資料の順番どおりに紹介させていただきます。

まず、古平町長の意見から概要をご説明いたします。

大きく 3 点ございます。

1 点目として、方法書の記載についてはおおむね妥当であると判断するとした上で、今後は、知事意見並びに経済産業大臣の勧告を反映した内容に基づき調査、予測、評価を適切に実施し、その結果、各環境項目に重大な環境影響が懸念される場合には環境保全措置等の検討により環境影響の回避または低減に努めること、2 点目として、今後の事業計画の検討に当たっては関連法令並びに関係機関の指導及び助言に基づき適切に対応すること、3 点目として、地元住民や関係機関に対して適切に情報共有を図り、事業に対する理解の促進に努め、地域住民の懸念等に対しては今後の環境影響評価の結果及び最新の知見等も踏まえて正確かつ分かりやすい情報発信に努めること、これらを求める意見となっております。

続きまして、仁木町長の意見の概要になります。

こちらも大きく 3 点の記載がございます。

1 点目は、方法書の対象となっている古平・余市エリアについては、地域住民の理解が十分に得られるよう積極的かつ分かりやすい説明をするとともに、住民からの意見や要望に対しては誠意を持って対応すること、また、図書の作成に当たっては地域住民にとって理解しやすい図書となるよう努めること、2 点目は、景観について、方法書に記載された眺望点はもとより、地域が日常で大切にしている景観も含めて適切な調査、予測及び評価を行うことを求める意見となっております。3 点目は、今回の方法書では対象外とされました仁木エリアの事業について、別事業で検討することが本図書で示されておりますが、地域住民が不安を抱いている今の状況にあっては事業化について好ましいものとは考えていないという意見となっております。

最後に、余市町長の意見の概要についてです。

こちらは 8 点ございます。

1 点目では、仁木町長の意見と同様に、地域住民の理解が十分に得られるように引き続き丁寧な説明と誠意ある対応をすること、地域住民にとって理解しやすい図書とすることを求めています。

2 点目では騒音や風車の影、3 点目では景観、4 点目では動植物や生態系への影響を回避または低減することについての意見が述べられております。

5 点目では、事業区域及びその周辺の水道用水の水源となっている河川に影響を及ぼす可能性があることから、工事に伴う水環境への影響及び地形の改変により発生する可能性

のある水の濁りや土砂災害を想定の上、十分に検証し、影響を回避することを求めています。

6点目及び7点目ではエネルギーの地産地消や地域貢献策の確立についてで、8点目では事業終了後の原状復帰について意見が述べられております。

関係町長意見については以上となります。

続きまして、資料2-3の答申文(案)たたき台についてご説明いたします。

まず、前書きとしまして、1段落目に事業の特性、2段落目に地域特性を記載して、3段落目で、以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応することという従来どおりの流れとなっております。

続きまして、1の総括的事項について、概要を説明いたします。

(1)は、全体的な留意事項として、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することとしております。地域の状況に精通した複数の専門家の助言を得るなどしながら科学的根拠に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることなどを記載しております。

(2)は、区域の絞り込みや風車配置のさらなる検討を求める意見で、その過程を準備書で記載することを求めています。配慮書から区域の絞り込みは行っているのですが、まだ区域の中に自然度の高い植生や保安林が存在していることを踏まえた意見としております。

(3)は、区域内に3,200キロワット級の風力発電機を有する風力発電所があるということもあり、従来どおり累積的影響について適切に評価等を行うことを求める意見としております。

(4)は、住民等との相互理解についての意見となっております。前回の審議会で資料としてお配りしました意見の概要と事業者見解から、住民からの意見が他の事業と比較して多く認められておりましたので、地域住民等からの景観や生態系への影響、騒音による健康被害への懸念などが認められているという状況を踏まえといった文言を追加した上で、積極的な情報提供や丁寧な説明を求める文章としております。

(5)は、図書の公表についての意見となっております。

図書の印刷やダウンロードを可能にすることなど、利便性の向上に努めることとしております。

続きまして、2の個別的事項に移らせていただきます。

(1)は、騒音及び振動についてです。

アでは、区域内及び周辺に住宅や福祉施設等が存在することから、従来どおり影響の回避、低減を求めています。イは、従来どおりで、施設稼働後の対策について検討を求める意見としております。

(2)は水質についてです。

アでは、対象事業実施区域にサケ・マス増殖事業が行われている古平川の支流が含まれ

ていること、また、余市町の水道水源の集水域が含まれていること、これらを踏まえまして、水環境への影響を回避することなどの環境保全措置を求める意見となっております。イは従来どおりの意見となっております、局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえることを求める意見としております。

(3) は風車の影についてです。

アでは、設置予定の風力発電機の概要を踏まえ、区域内及びその周辺の住宅等への影響の回避、低減を求めています。イでは、影の影響が時間の長短にかかわらず、人によっては気になることがあるため、配置や構造だけでなく、影響が回避または十分に低減されているかの観点から評価することを求めた意見としております。

(4) は動物についてです。

いずれも従来どおりとなっておりますが、アでは、哺乳類の調査に対して、哺乳類の捕獲調査について、地域の対象種や特性に応じて適正な調査場所、範囲、トラップの種類とその数を設定することを求める意見としております。イでは、コウモリ類の調査について、専門家等から助言を得ながら、風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、適切な調査等の実施を求める意見としております。

ウは、鳥類の影響についてですけれども、この区域の特性として、クマタカ等の生息情報があることやウミワシ類の渡りのルートが近いことを述べた上で、これら鳥類の生息やバードストライクなどの影響について、適切に調査、予測及び評価を実施することを求める意見としております。エについては、哺乳類や鳥類だけではなく、昆虫類等についても適切な調査等の実施を求める意見としております。

続きまして、(5) の植物についてです。

アは、先行調査に対する意見を踏まえ、必要に応じて植生の調査地点を追加することを求める意見としております。

続きまして、イの項目です。

たたき台の内容については、従来どおり、重要種等への配慮を求める意見となっております。

ウは、従来どおり外来植物について、侵略性の高い外来植物の生育状況をあらかじめ把握することや拡散防止対策を検討することを求める意見としております。

(6) の生態系についてです。

いずれも従来どおりの意見となっておりますが、アでは、注目種やその餌資源について、現地調査の結果を踏まえ、必要に応じて見直すことも含めて検討を続けるとともに、その経緯を準備書に記載することとしています。イでは、地域の生態系に留意して、各栄養段階の動物種及び植生について十分な調査を求める意見としております。

ウは、自然度の高い植生の区域などについて、改変の回避などを求める意見としております。

(7) の景観についてです。

アでは、ニセコ積丹小樽海岸国定公園からの眺望について景観への影響が懸念されるため、フォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施した上で評価を行うことを求めています。イでは、従来と同様、フォトモンタージュ作成の際の留意事項や累積的影響について言及しております。

(8) の人と自然とのふれあいの活動の場についてです。

本事業は、浜中モイレ海水浴場などが事業に関わる工事関係車両の主要な走行ルートと近接しており、影響が懸念されますので、この点について述べた上で、これらの活動の場の利用状況等について十分に調査した上で適切に予測及び評価を実施することとしております。

最後に、(9) の廃棄物等については、従来どおり発生量や処分量等の把握を通じ、適切な調査、予測及び評価の実施を求める意見としております。

長くなりましたが、私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○**露崎会長** ただいまの説明について委員の皆様から質問やご意見等をお願いいたします。

○**先崎委員** 3次質問の質問番号 3-4 と質問番号 6-19、質問番号 6-39 で、猛禽類の調査方法、年数、それから、夜間の渡り鳥の調査についての質問への回答を見ると、具体性に欠けており、不十分であると感じました。

できれば、答申では、猛禽類に関しては複数年調査し、生息状況を把握していただきたいということを指摘して欲しいです。また、夜間の渡り鳥に関しても適切な手法で調査をして影響を回避するというようなことを言っていただきたいです。

場所としては個別的事項の(4)の動物のウで、文言を何とか改変していただけないかと思っておりますので、ご検討をよろしくお願ひします。

○**事務局(下田主事)** ご提案とご意見をありがとうございます。

こちらで文言等を検討し、後日、ご確認をいただければと思いますが、猛禽類について複数年調査をして欲しいということですね。

○**先崎委員** クマタカなどについて、この間、パブコメにかかっていた指針を出して、1年で良いのではないかとってきているのですけれども、毎年繁殖する鳥ではないので、繁殖していなかった場合もあり、2年やった方が良いと思います。

また、夜の渡り鳥について、ナイトスコープだと、目視確認と比べ、事業者が書いている回答のような短所があります。でも、サーマルスコープを使えば見られますので、ちゃんとやって欲しいということをぜひ伝えていただきたいということです。

○**事務局(下田主事)** 後ほど確認しますので、よろしくお願ひいたします。

○**露崎会長** 幾つかキーワードを入れたほうがいいのかという感じですね。例えば、複数年での調査など、もう少し具体性を持って検討するということでよろしいですか。

○**先崎委員** それでよろしくお願ひします。

○露崎会長 それでお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○大原委員 質問番号 6-38 についてです。

ブレードの高さの昆虫についても調査して欲しいとお願いしたら、現段階では確立された調査手法がないので、困難という回答ですけれども、結局、これは調査できませんということなのだと思います。

これは、昆虫が減るということを懸念しているだけではなく、特に古平、余市は農業のエリアですし、果樹もやっているところですので、特に花粉媒介昆虫はポリネーターとして農業に非常に大切なのです。

これが減っているということであると農業への影響が出ることも懸念されるので、可能であれば、答申の（４）の動物のエにおいて、「重要な種の生息情報があることから」だけではなく、「また、花粉媒介昆虫の減少は農業への影響が懸念されるため」というような文言を入れていただくと、具体的に何を懸念しているのか、何を心配するのかが分かると思いますか、生物多様性だけではなく産業にも関わってくる可能性があるということが分かるかなと思いますので、ご検討ください。

○事務局（下田主事） 文言に関しては持ち帰って検討させていただきます。

○事務局（石井課長補佐） 事業者からは具体的な調査手法が取れないという趣旨の回答ですが、それはそれで仕方がないということで、ただ、こちらとして留意していただきたい事項についてはきちんと指摘をしておくことでよろしいでしょうか。

○大原委員 調査ができないのは手法がないからということですよ。これは昆虫研究者の責任でもあるかもしれませんが、今後、調査を確立できるように双方で努力しないといけないと思うのですけれども、何で調査が必要かに対し、専門家の助言を得ながらといういつもの回答だと、多分、答申を読んでも、昆虫については生物多様性ぐらいしか分からないと思うのです。でも、産業にも非常に重要な影響がありますし、特にこの地域はとても心配しているところですので、そういうことを足していただきたいということです。

○事務局（石井課長補佐） 今いただいたご意見に沿って、答申案の修正をご相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

○露崎会長 前向きに要検討ということでよろしく申し上げます。

そのほかにご意見やご質問等はございませんか。

○奈良委員 住民説明会では余市で 136 人、仁木で 124 人ということで、かなり多くの方が関心を持っているということですよ。また、仁木町長の意見の中で珍しく事業化について好ましいとは考えておりませんという言葉を使っているのです。それから、余市町長も、住民より不安の声が寄せられているので、地域住民の理解を得ることとしております。

たたき台で、総括的事項の（４）を追加していただいたのはとても良かったと思いますが、もう一声、この 3 行の文章をもうちょっと強くしていただけたらなと思いました。

どのくらい強くすれば良いのかは分からないのですけれども、例えば、「丁寧な説明に努めること」という最後の言葉のところを「より丁寧な説明」とするなど、その程度かなと思うのですけれども、強く締めくくっていただけたらなと思いました。

○事務局（下田主事） 補足します。

仁木町長からの意見の「好ましいとは考えていない」ということについては、今回の方法書の事業エリアではないので、知事意見に意見として盛り込むことは厳しいかなとは思っておりますが、住民に対しての説明等を丁寧にしてくれというのは、古平町もそうですけれども、3町とも意見を出しておりますので、文言の追加については検討させていただきたいと思います。

今後、文言等を修正しましたら、またご連絡しますので、確認等をお願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 なければ、私からです。

植生自然度のことがずっと気になっています。植生自然度 10の方が植生自然度9より良いのかという話は別なところで議論すべきかと思えますけれども、今回、答申文に出ている植生自然度 10のオオヨモギーオオイタドリ群団は植生自然度9のエゾイタヤミズナラ群団よりも残すべき植生だとは、私にはとても思えないです。

というのは、オオヨモギやオオイタドリは、基本的に道路の脇やスキー場の斜面などで発達する草地性の群落なのです。それよりこの場合、もっと大事な森林であるエゾイタヤミズナラ群落について、可能な限り影響を低減ないしは回避して欲しいのです。

(6)にも似たような所があるのですが、可能であれば「植生自然度10のオオヨモギーオオイタドリ群団及び」という文言は取ってしまって、エゾイタヤミズナラ群落をできるだけ保護してくださいと変えて欲しいです。それは可能ですか。

○事務局（石井課長補佐） 植生自然度9とか植生自然度10は基本的に手をつけるべきではない場所ということで、ある意味、機械的に載せております。

○露崎会長 エゾイタヤミズナラ林の方をもっと丁寧に扱って欲しいということが出ればいいです。よろしくお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、ほかにご質問やご意見等がないようですので、ただいま審議をいただきました（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書についてに関しましては、総括的事項の（4）において、もう少し強く丁寧な説明をするようにということを伝えられるように、例えば、「丁寧な」の前に「より」を入れるというような直し方をすること、2ページの個別的事項の（4）のウについては、例えば、「複数年での調査を行う」などのように、より適切な調査形態を求めるように答申文を改めること、エについては、昆虫がこの地域においては花粉媒介というような重要なポジションを占め

ており、そこから産業への影響も懸念されるようなことを記載するかどうかを検討し、必要に応じて修正すること、また、(5)及び(6)にあります植生自然度10のオオヨモギーオオイタドリ群団については取って、できればエゾイタヤミズナラ群落の方にウエートを置いた文言を改めること、そうした修正、校正等を行うということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

その他、最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、これより議事(3)に移ります。

本日が1回目の審議となります(仮称)今金せたな風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、非公開箇所に関するご意見やご質問等がある場合には、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設け、審議を行うことといたします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際に申し出てください。

まずは、事務局から事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局(菅原主任) (仮称)今金せたな風力発電事業環境影響評価方法書については、昨年の8月と10月の審議会配慮書についてご審議をいただいた事業として、本方法書は今年の3月1日から4月1日までの期間で縦覧に供されており、意見募集期間は4月15日までとなっております。また、本審議会へは3月7日付で諮問させていただいております。

本方法書については合計3回の審議を予定しており、本日が第1回目の審議となります。

まずは、図書の概要についてご説明いたします。

本日使用する図書で残っている図書は、どれも色合いが非常に似通っているのですが、その中で最も分厚いもので、(仮称)今金せたな風力発電事業環境影響評価方法書と表紙に書かれた図書をご覧ください。

表紙にございますとおり、事業者は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社となっております。

めくっていただきまして、図書の3ページをご覧ください。

本事業は、今金町、せたな町、八雲町を対象事業実施区域とし、単機出力が4,300キロワット程度の風力発電機を24基程度建設し、合計出力が10万3,200キロワットの発電所を設置する計画となっております。

また、配慮書から区域等が一部変更されております。詳しい経緯は、図書の450ページから460ページにかけて記載されております。後で改めてご説明いたしますが、それぞれの細かい説明については割愛させていただきますと、459ページをご覧くださいと、配慮書のエリアと方法書のエリアが比較掲載されております。

この図はやや分かりにくいのですが、薄い灰色の区域が配慮書時点での区域でして、そこから主に北西の区域等を除き、黒い実線で囲われた区域が方法書時点の区域となっております。

また、区域の外に延びている赤色の線も区域でして、道路造成のみ可能性のある範囲となっておりますけれども、配慮書時点の範囲と重複しているところには灰色の破線が記載されております。したがって、赤色の線のみが引かれている部分の範囲は方法書で追加された部分で、道路造成の可能性のある範囲となっております。

なお、隣の460ページにおいて、先ほどご説明した風力発電所の概要についても配慮書時点の計画との比較が記載されております。配慮書時点から基数を6基程度減らし、その分、総出力も減少しているといったことが読み取れます。

また、風車諸元の概要については配慮書時点から特に変更はなく、単機出力が4,300キロワットの風車で、最大高さが180メートルということに変更はございません。

それでは、戻りまして、16ページをご覧ください。

こちらは大型部品の輸送ルートです。大型部品の輸送は、瀬棚港から国道及び道道を經由して事業区域内に輸送する計画となっております。

1枚めくっていただき、17ページには工事関係車両の主要な走行ルートが記載されておりました。せたな町のほか、長万部町と八雲町の生コンクリート工場までルートが延びている計画です。

続きまして、区域及びその周辺の概況についてご説明いたします。

図書の51ページをご覧ください。

動物について、環境省EADASセンシティビティマップでは、区域と重複するメッシュにおいて注意喚起レベルの指定はございませんが、隣接しているメッシュにおきまして、チュウヒ、オジロワシ、クマタカ、オオワシの生息情報があり、注意喚起レベルA3に分類されているメッシュと、その4種に加えて海ワシ類の集団飛来地情報があることから、注意喚起レベルA1に分類されているメッシュが存在しております。

次に、72ページをご覧ください。

動物の注目すべき生息地をまとめた図となっておりますけれども、道路造成のある可能性のある範囲と鳥獣保護区が重複しております。このことについて、先ほどの配慮書からの変更経緯が記載されている図書の457ページをご覧ください。

鳥獣保護区との重複部分は配慮書時点では区域とされていなかった部分で、457ページの図中に記載されている内容によると、今金八束鳥獣保護区を通過している既存道路を拡幅する可能性があるため、道路造成（既存道路の部分的な改変）のみ可能性のある範囲と

して対象事業実施区域に追加したが、大規模な改変は行わず、部分的な拡幅を想定しているとしています。

こちらについて、資料 3-1 をご覧ください。

資料 3-1 の一番後ろの 8 ページの質問番号 7-5 におきまして、配慮書時点で区域から除外していた鳥獣保護区を区域に追加したことについて、追加の必要性と部分的な拡幅とはどこまでを指しているのか、何を指しているのか、また、鳥獣保護区に対する事業者の考えといったものについて質問いたしました。これに対して、事業者から、風力発電機の設置範囲の絞り込みを行った結果、大型部品の輸送に伴い、道路造成が必要となる可能性があると判断したため追加した、輸送時に必要な平面スペースを確保するため、カーブ、コーナー部や離合部への切盛土や樹木の伐採を行う、また、傾斜によってはアスファルト舗装をする可能性がある、鳥獣保護区については、鳥獣の保護を図るため特に配慮する必要がある区域と認識している、現時点では道路造成の可能性のある範囲としているが、今後の調査等を勘案し、事業計画を策定するに当たり、鳥獣保護区内での道路改変がないよう計画を検討するとの回答がありました。

次に、植物についてですけれども、引き続き配慮書からの検討経緯について、をご覧くださいただければと思います。

少しだけ戻りまして、453 ページをご覧ください。

本事業については、配慮書の際に保護林が区域の中に含まれていたことから、知事意見でもこのことについて言及していました。今回、区域及び風車設置範囲に食い込む形となっておりますけれども、保護林そのものは除かれています。

また、隣の 454 ページと、1 枚めくっていただき、455 ページをご覧くださいますと、植生自然度 9 の森林や保安林の状況が記載されております。

植生自然度 9 の森林や保安林がまとまった箇所は除かれておりますけれども、依然としてこれらは区域内に残されておりますし、保安林については風車設置予定範囲の中にもかなり残されています。

ここで、資料 3-1 にもう一度戻っていただきまして、7 ページの質問番号 7-3 です。保護林との離隔について事業者としてどのように考えているのかを質問しております。これに対して、事業者から、十分な離隔について、今後の調査等を基に森林管理者等との協議を踏まえて設定することを検討している、協議を踏まえて検討した離隔を事業計画に反映するといった回答がありました。

次に、住宅等との位置関係についてですが、図書を大幅に戻りまして 151 ページをご覧ください。

最も近い住宅等は、風力発電機の設置予定範囲から約 500 メートル、0.5 キロメートル離れた位置にありまして、周辺にある福祉施設等については風力発電機の設置予定範囲からは約 7 キロメートル離れているとのことです。

次に、景観についてですけれども、395 ページをご覧ください。

玉川公園等の主要な眺望点のほか、富里生活改善センター等、日常的な視点場が計 18 地点選定されております。一部、垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲外のところからも選定されていますけれども、これは配慮書段階での知事意見等を踏まえて選定したということが記載されております。

次に、人と自然とのふれあいの活動の場についてですが、400 ページをご覧ください。

主要な人と自然とのふれあいの活動の場ですけれども、真駒内川さけ観察広場や今金町フットパス等、区域よりも北側の道路周辺に 4 地点が選定されております。

続いて、図書の第 6 章の調査、予測及び評価の手法についてですけれども、まず、図書に戻りまして 308 ページをご覧ください。

環境影響評価の項目について、表のグレーの箇所がアセス省令の参考項目ですけれども、陸上風力として一般的な項目のうち、重要な地形、地質に対する地形改変及び施設の存在に係る項目を除いておおむね選定されております。

重要な地形、地質については、2 枚めくっていただきまして、311 ページに記載のとおり、区域内に重要な地形、地質が存在していないため、非選定としたと記載されております。

また、312 ページ以降に累積的影響について記載されております。

累積的影響の検討については、既設事業及び風車の配置や諸元等が確定している事業のほか、同一事業者が計画している事業を対象としたといった旨が記載されております。

具体的には、316 ページをご覧ください。

周辺風力発電事業との位置関係ということで、周辺の風力発電事業及び既設の風力発電所が記載されており、地図の中には事業名が記載されておりますけれども、四角がクリーム色で着色されている事業、北西側から、せたな大里ウインドファーム、せたな町洋上風力発電所「風海鳥」、瀬棚臨海風力発電所、北檜山ウインドファーム、そして、同じ業者である八雲町風力となっております。

なお、(仮称)今金せたな風力発電事業もクリーム色で着色されておりますけれども、事業区域が重複しており、累積的影響の懸念が大きいことから、今金風力の事業者であるインペナジー・ウインド合同会社と事前の協議を行い、現段階で風車の配置と機種は検討中であるといったことから方法書段階においては検討対象から除外したと記載されております。

続いて、環境影響評価の手法についてですけれども、項目を絞りつつ、資料 3-1 の 1 次質問及び回答のご説明と併せて進めさせていただきますので、改めて資料 3-1 も図書の横にご用意願います。また、資料 3-2 は資料 3-1 の補足資料でございます。一部、説明に用いますので、併せてご用意いただきますよう、お願いいたします。

まずは、当初の 318 ページから 329 ページにかけて、騒音等に係る調査手法が示されています。

調査地点については 329 ページに記載されております。

沿道 1 から沿道 3 と環境 1 から環境 6 の地点がございますけれども、沿道については、工事用資材等の搬出入について、主要な走行ルート及び区域沿いの住宅のうち、工事関係車両の走行が集中する地点として設定し、環境については、風力発電機設置予定範囲に近い地域で近くに住宅等が存在する箇所から音が伝わりやすい可視領域を考慮して設定したとされております。

騒音等に係る調査について、資料 3-1 の 2 ページの質問番号 6-1 をご覧ください。

道路造成の可能性のある区域の周囲に住宅等があることから、建設機械の稼動に伴う振動についても項目として選定する必要があるのではないかについて質問いたしました。これに対して、事業者から、振動の予測式及び予測結果が別添資料で示されております。

資料 3-2 の 8 ページで、印刷したものと 2 枚目の裏側の右側になりますけれども、こちらが予測結果となりまして、これによると発生源より 50 メートル離れば振動の感覚閾値を下回るとし、道路の拡幅等が想定される時点では最小限の重機を利用した一時的かつ短期間の工事であるとしたことから項目として選定していないといった回答がありました。

また図書に戻りまして、337 ページから 361 ページにかけて、動物について各調査の手法が示されております。

調査 1 の踏査ルート等は 349 ページから 357 ページにかけて記載されておりまして、希少猛禽類や渡りの調査における可視領域についてや調査の努力量については巻末の資料編にてそれぞれ掲載されておりますので、こちらも併せてご確認をいただきますようお願いいたします。

動物に係る調査について、資料 3-1 の 5 ページの質問番号 6-18 の①と②をご覧ください。

踏査ルートについて示されていない調査があることから、想定している踏査ルートやルート外にも踏査するかどうか等について質問したほか、小型哺乳類の墜落缶調査について、別の事業において、本審議会でも押田委員から再三ご指摘をいただいております十分な調査量の確保について質問いたしました。これに対して、事業者から、踏査ルートについては、図書の 355 ページにある爬虫両生類、底生動物等のものと同様であり、現段階で確認できる道を踏査ルートとして設定したこと、また、現地調査の際には風車設置位置及び道路の拡幅箇所については可能な限り細かく踏査し、準備書にルートを示す、墜落缶については、種類の確認が目的であり、定量的なところまでの把握は目的としておらず、シャーマントラップ等の併用を行うことから量としては十分と考えているといった旨の回答がありました。

次に、図書に戻りまして、379 ページから 391 ページにかけて、生態系についての調査手法が示されております。

資料 3-1 の 6 ページの質問番号 6-29 も併せてご覧ください。上位性注目種として選定されたクマタカの餌種について、ヤマドリと記載されておりますが、ヤマドリは本図書に

おいても確認種とされていない中、なぜ餌種として調査対象に記載しているのかを質問いたしました。これに対して、事業者から、本州における計画の内容にて記載をしていた、生息が確認されているキジに変更して計画を進めたいという旨の回答がありました。

この地域の生態系の把握が一体どうなっているのか、2次質問でさらなる質問が必要であると考えていますが、この回答については先崎委員のご見解をお伺いしたいと考えてございますので、後ほどお聞かせいただけますと幸いです。

また、専門家等へのヒアリングの結果については402ページから404ページにかけて記載されております。

動物、コウモリ類と鳥類、そして、植物についてヒアリングが実施されておりますので、併せてご覧いただけますようお願いいたします。

本事業についての説明は以上となります。

今後の予定ですけれども、委員の皆様には事業者への2次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。審議会終了後にメールにて依頼させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

私からは以上となります。

ご審議について、よろしくをお願いいたします。

○**露崎会長** ただいまの説明について委員の皆様からのご質問やご意見等をお願いいたしますが、まず、先崎委員、今の事務局からの質問に対する見解をお聞かせいただけますか。

○**先崎委員** 質問番号6-29についてです。

ここは私も質問しようと思っていました。キジは、すごく細かいのですが、北海道にはおりません。いるのはコウライキジであり、これは不適切ですので、直した方がよいと思います。

クマタカがキジを食べているかどうかは結構微妙で、北海道はコウライキジなのですが、外來種ですし、ヤマドリとは生態が全然違います。ヤマドリはクマタカがいるような森の中にいっぱいいるのですが、キジやコウライキジは農地の鳥です。ですから、餌種に関しては適切なものを再検討した方がよいということを2次質問でしていただければと思います。

○**事務局（菅原主任）** 非常に詳しいご見解をいただきまして、大変心強く聞いておりました。2次質問でしっかりと確認したいと思います。

○**先崎委員** 続けてよろしいですか。

○**露崎会長** どうぞ。

○**先崎委員** 質問番号6-18の④についてです。

夜間の渡り調査について、レーダー調査や暗視機器でいろいろと検討してくださいという質問に対し、検討しますという回答が配慮書の時にあって、それに対して聞いた回答がレーダーでやるということでした。それはそれで構わないのですが、レーダーだと、正直、風車のブレードのレンジであるMレンジの飛翔鳥類の軌跡をしっかりと評価できる

か、懸念があると私は思っています。手法は何でも良いのですけれども、とにかくブレードの高さの夜の渡り鳥の飛翔を適切な手法で評価して下さいというようなことを2次質問で伝えていただきたいと思います。

○事務局（菅原主任） 今のご指摘は、レーダー調査だと、この後の評価をする上で重要なMレンジの飛跡を取るのが難しいということで、その飛跡をちゃんと取れるような調査手法を検討するべきではないかということですか。

○先崎委員 そうです。もしかしたらできるのかもしれないのですけれども、その更以上のレンジより過小評価になるのは間違いないと思うので、要はMレンジをしっかりと評価できるような手法であるかどうか、レーダーを使う場合は検討して、駄目そうだったら別の手法をちゃんと検討して下さいということを伝えていただきたいと思います。

○事務局（菅原主任） 承知いたしました。2次質問で確認したいと思います。

○先崎委員 もう一つ、質問番号6-20についてです。

渡り鳥の調査に8月も含めるのが良いという専門の意見があるのに含めていないということです。8月に渡る種類ですが、小鳥も北海道だと夏鳥の一部、センダイムシクイやコサメビタキ、エゾムシクイなどは8月下旬くらいにピークが来ますし、カッコウになるともっと早くて7月から渡り始めます。こういった種類がいるということを指摘した上で、8月についても再検討して下さいということを2次質問でお願いします。

必ずしも必要かどうかは分かりませんが、やっても良いのではないかなと個人的には思っています。

○事務局（石井課長補佐） 今のお話ですけれども、個別の種類を挙げた方が良いのか、ムシクイ類としてまとめてしまって良いのか、どうでしょうか。

○先崎委員 挙げた方が良いと思います。オオムシクイというのがいて、これは9月、10月の渡り鳥です。特にエゾムシクイやセンダイムシクイは早い種類になりますので、挙げた方が分かりやすいかなと思います。

カッコウ、そして、コサメビタキは長いのですけれども、早めの時期から動き始めるのですね。次の図書のときに、この辺のデータがどうかをしっかりと見れば、調査が適切だったかを判断できる可能性が高まります。

○事務局（石井課長補佐） ありがとうございます。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等はございませんか。

○澁谷委員 先ほどのトドマツの保護林の関係です。

私は現地に行ったことがないので、分かりませんが、割とトドマツの分布の南限に近い地域なのです。ただ、道南の方のトドマツは、最近、衰退が非常に目立つ箇所が多いので、現状をしっかりと把握していただきたいと思います。

また、先ほどご説明をいただいた資料3-1の7ページの質問番号7-3についてです。

事務局の皆さんに非常に良い質問の仕方をしていただいているのですが、保護林だけではなく、その周辺です。ここではトドマツ-ミズナラ群落となっていますが、それも非常

に重要だということで質問をいただいていますよね。でも、基本的に保護林だけを残し、例えば、その周辺を切ってしまうと、ほかに対する影響が非常に強く出てしまいます。針葉樹というのは風や雪の影響を非常に受けやすく、駄目になってしまうのです。倒れたり枯れたりするという影響を非常に受けやすい樹種なのです。事業者回答には十分な離隔と書いてあるのですが、とにかく近寄らないのが一番です。

加えて、先ほどの図書の専門家からの意見聴取のところを見せていただくと、植物に関してコメントしているのが分類の方なのかなと思います。森林に関してはあまりコメントもないので、保護林に関する考え方としては専門家といっても不安を感じるような状況です。

ですから、具体的に十分な離隔というのはどの程度のことを考えているのかを質問していただきたいと思います。個人的には保護林の周辺には近づかない、あるいは、保護林の周辺は対象外にするのが一番安全な計画の仕方かなと思うのですが、十分な離隔ということへの理解の仕方、考え方について質問をしていただければと思います。

○事務局（菅原主任） 2次質問で事業者に考え方を確認したいと思います。

○露崎会長 変な付け足しになってしまいますが、できたらこういう場合は、複数の専門家にちゃんと聞くようにということをQ&Aの形で入れられると凄く良いと思いますけどうでしょう。

○事務局（菅原主任） 先ほど澁谷委員からも専門家は恐らく分類の方だと思うというご指摘があったかと思うのですが、森林の保全など、目的に応じ、複数の専門家に聞くべきではないのかというような趣旨の質問が今回可能かと思しますので、そういう質問をしたいと思います。

○露崎会長 よろしくお願ひします。

その他にご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問がないようですので、ここで非公開審議について確認したいと思います。

委員の皆様から、非公開箇所に関し、ご質問やご意見等がある場合には画面の上での挙手をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 挙手はありませんでしたので、本議事についての審議を終了いたします。

少し長くなりましたので、15時10分まで休憩としたいと思います。10分になりましたら集合してください。

[休 憩]

○露崎会長 それでは、議事を再開いたします。

議事（４）は、本日が１回目の審議となる（仮称）厚沢部風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から、事業概要の説明及び主な１次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） （仮称）厚沢部風力発電事業につきましては、発電所の出力規模から、環境影響評価法における第２種事業に該当する事業ですけれども、昨年９月に事業者から経済産業省に対して環境影響評価その他の手続を行う旨の通知がされたことから、方法書の作成から手続が行われるという事業でありまして、配慮書に係る手続は行われておりません。

また、本方法書につきましては、２月２９日から４月１日までの期間で縦覧に供されておりまして、意見募集期間は４月１５日までとなっております。

また、本審議会へは３月７日付で諮問させていただいております。

本方法書についても合計３回の審議を予定しておりまして、本日が第１回目の審議となります。

それでは、図書の概要についてご説明いたします。

また色味の似ている図書の中で明るめのクリーム色の図書をご用意ください。表紙に（仮称）厚沢部風力発電事業と書いてあるものでございます。

表紙に記載されているとおり、事業者は厚沢部風力開発株式会社となっております。

３ページをご覧ください。

本事業は、厚沢部町を対象事業実施区域とし、単機出力が４,０００キロワット程度の風力発電機を最大で１２基建設し、合計出力が最大４万８,０００キロワットの発電所を設置する計画となっております、関係市町村が厚沢部町と江差町となっております。

次に、７ページをご覧ください。

対象事業実施区域の位置が示してあります。

また、本事業は、現段階における風力発電機の位置が図書に示されておりまして、区域内のこのような地点に１２基を設置する計画となっております。

次に、１２ページをご覧ください。

設置する風力発電機の概要についてですが、ローター直径が最大１１７メートルで、最大の高さが１７２.５メートルとなっております。

次に、１８ページをご覧ください。

大型部品の輸送については、江差港や瀬棚港から国道や道道を經由して事業区域内に輸送する計画となっております。

隣の１９ページをご覧くださいと、工事関係車両の主要な走行ルートが記載されておりまして、厚沢部町と江差町の境の生コンクリート工場までルートが延びています。

次に、２３ページをご覧ください。

区域周辺に存在する他事業についてですけれども、既設、計画中を含めて７事業が区域

より西側に存在しております。最も近いものがユーラス江差ウインドファームで、本事業区域から最も近い風車まで約4キロメートル程度で、本事業の風車の予定地からは約5キロメートル程度の距離があります。

続きまして、区域及びその周辺の概況についてご説明いたします。

まず、62ページをご覧ください。

動物について、区域周辺に夜間の渡りルートがあるといったことが示されているほか、隣のページをご覧くださいますと、ノスリの渡り経路があるといったことが示されております。また、1枚めくっていただきまして右側の65ページをご覧くださいますと、ハチクマの春の渡り経路があるといったことも示されております。

次に、植物について、まず、84ページ、85ページをご覧ください。

こちらには現存植生図が記載されております。1ページ戻った83ページに凡例が記載されておまして、また、88ページ、89ページには植生自然度9と植生自然度10のところを抜き出した図がありますので、併せてご参照願います。

本事業区域及び周辺は、主に植生自然度7のシラカンバーミズナラ群落が分布しているとされており、区域と重複している植生自然度の高い群集として、チシマザサバナ群集が区域南側と北東にそれぞれ存在しています。

次に、景観についてです。

105ページをご覧ください。

主要な眺望点として太鼓山や身近な視点場として抽出された上里ふれあい交流センター等、区域周辺で複数抽出されています。

次に、人と自然とのふれあいの活動の場については110ページをご覧ください。

主要な人と自然とのふれあいの活動の場は、区域との重複はありませんけれども、眺望点と同様、太鼓山など、区域周辺から4地点が抽出されております。

次に、住宅等との位置関係については129ページをご覧ください。

対象事業実施区域内に住宅等が存在しており、また、風力発電機に最も近い住宅とは約0.8キロメートル離れた位置にございます。そして、風力発電機と最も近い配慮が特に必要な施設である福祉施設は風力発電機から約1.4キロメートルの位置にあるとされております。

続きまして、図書の第4章の調査、予測及び評価の手法についてです。

まず、図書の182ページをご覧ください。

環境影響評価の項目について、表のグレーの箇所がアセス省令の参考項目ですけれども、陸上風力として一般的な項目のうち、重要な地形、地質に対する地形改変及び施設の存在に係る項目を除いておおむね選定されております。

重要な地形、地質については、185ページに記載のとおり、区域内に重要な地形、地質が存在していないため、非選定としたとしております。

また、1枚めくっていただき、図書の186ページから193ページにかけて専門家ヒアリ

ングの結果が記載されておりまして、動物及び植物について専門家に対してヒアリングを実施しております。

続いて、環境影響評価の手法についてですけれども、項目を絞りつつ資料4の1次質問及び回答のご説明と併せて説明させていただきますので、資料4についても図書の横にご用意いただきますようお願いいたします。

まず、図書の195ページから206ページにかけて、騒音、振動等に係る調査手法が示されております。調査地点については206ページに記載されております。

沿道1から沿道3で、騒音1から騒音5の地点がありますけれども、沿道のほうは、工事用資材の搬出入について、主要な走行ルート沿いの住宅のうち、工事関係車両の走行が集中する地点として設定し、騒音のほうは、風力発電機の周囲で風車を視認できる地点で住宅等が近くに存在する箇所を設定したとされております。

騒音等に係る調査について、資料4の3ページの質問番号4-1をご覧くださいと、区域及びその周囲に住宅等があることから、建設機械の稼働に伴う振動についても項目として選定する必要があるのではないかと質問いたしました。これに対して、事業者から、風力発電機の建設工事において、大きな振動が発生する工事は風力発電機のヤード位置であると想定されるが、約0.5キロメートル離れた時点において振動レベルは55デシベルを十分に下回り、現段階において本事業では風力発電機から住宅等との離隔距離が0.8キロメートル以上ある点も踏まえ、建設機械の稼働による振動の影響は想定されないといったことから項目非選定としたとの回答がありました。

続きまして、図書の215ページから233ページにかけて、動物についての各調査の手法が示されております。

調査位置等については222ページから229ページにかけて記載されており、また、希少猛禽類や渡りの調査における可視領域や調査の努力量については巻末の資料にそれぞれ掲載されておりますので、併せてご確認をいただきますようお願いいたします。

なお、前回の審議会でご説明した福島町風力発電事業と同様、踏査ルートについての記載がないため同様の質問をしておりますけれども、回答についても同様のものが示されたといった状況ですので、そのことについてのご説明については割愛させていただきます。

動物に係る調査については、資料4の7ページの質問番号4-23をご覧ください。また、図書の資料編でページ番号が共通しておらず分かりにくいのですが、4-4-2ページの資料図3の(1)の希少猛禽類定点観察調査視野範囲(全体)を併せてご覧ください。

こちらは希少猛禽類定点観察調査視野範囲を表した図ですけれども、区域内の状況を確認すると、まず、緑色の範囲の地上視野が確保できている範囲が少ないというだけではなく、ピンク色の範囲の上空視野も確保できていない範囲が存在していることから、これでは猛禽類の区域の利用状況の正しい把握ができないのではないかと、調査地点を追加する必要があるのではないかと質問いたしました。これに対して事業者から、この図は調査地点からの3キロメートルの範囲の視野しか記載しておらず、実際には高度別の上空視野はほ

とんど確保できていると考えている、また、地上視野については、今後、詳細な地点確認や出現状況を踏まえ、適宜、追加等の対応を行うといった旨の回答がありました。

図書に戻りまして、234 ページから 239 ページにかけては植物に係る調査手法が記載されております。

こちらにも踏査ルート、植生調査地点について具体的なものが示されておられませんけれども、動物と同様、福島町風力と同じ状況になっておりますので、同じような質問をし、同じような回答が得られているため、こちらについては説明を割愛いたしますが、これに関連し資料 4 の 4 ページの質問番号 4-7 の②をご覧ください。

道南では植林地などにも希少な植物が生育しているので、区域内 2 か所のチシマザサーブナ群集とともに、任意踏査ルートや植生調査地点を設ける必要がある等の専門家から指摘に対し、どの程度の調査地点を設定するのかを質問しました。これに対して、事業者から、踏査ルート及び植生調査地点については、調査実施に際し、空中写真等を用いて予察図等を作成の上で調査範囲の各群落を網羅する地点と任意踏査ルートが設定できるよう計画を策定する、その中で、地点の設定数については、各群落の面積や地形、相観のタイプ等に応じて組成表を作成した際、群落の識別区分に十分な地点数を設けることで検討しているといった回答がありました。

最後に、景観についてです。

図書の 253 ページから 256 ページにかけて調査手法が記載されております。

抽出した主要な眺望点から可視領域内に位置するものが 255 ページに掲載されており、これらの眺望点を調査対象とするといった旨が記載されておりますが、資料 4 の 2 ページの質問番号 3-8 で各眺望点からの垂直視野角について質問いたしました。これに対して事業者から、各眺望点からの垂直視野角について示され、最も大きく見える地点は太鼓山で約 10.3 度、次に大きく見える地点は鶉ふれあいセンターで約 9.3 度であるとのことでした。

本事業についての説明は以上となります。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。審議会終了後にメールにて依頼させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 ただいまの説明について委員の皆様からのご質問やご意見等をお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 ないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

2 次質問に書きたいことがいろいろあると思いますので、そちらの対応をよろしくお願いいたします。

これより議事（５）に移ります。

本日１回目の審議となります（仮称）知内風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から事業概要の説明及び主な１次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 初めに、本事業に係る手続の経過について簡単にご説明いたします。

先ほどの事業同様、本事業についても発電所の出力規模から環境影響評価法における第２種事業に該当する事業になるのですが、昨年の１２月、事業者から経済産業省に対して第２種事業の判定を受けることなく環境影響評価手続を行うこととしましたという旨の通知がされたことから、方法書の作成から手続が行われる事業でありまして、配慮書に係る手続は行われておりません。

方法書については、今年の２月に道に送付されまして、３月７日付で本審議会へ諮問させていただいておりまして、本日が１回目の審議となります。

なお、本事業については３回のご審議をいただくことを予定しております。

それでは、図書の概要について説明させていただきます。

グレーの知内風力発電事業と書いてある図書をご用意ください。

本事業の事業者は、表紙にあるとおり、知内風力開発株式会社となっております。

まず、図書の３ページをご覧ください。

対象事業の内容が書いてありまして、本事業は単機出力が４、０００キロワット程度の風力発電機を１２基設置する計画であり、総出力は最大４万８、０００キロワットとなります。

区域の位置は、次のページのとおりで、知内町の南部に位置しておりまして、赤色の点で示された箇所が風力発電機の設置予定位置となっております。

１９ページに改変区域の詳細が示されておりまして、対象事業実施区域の２、２７５ヘクタールのうち、風力発電機ヤードの改変区域の面積は約１２ヘクタールとなっております。

めくっていただいて図書の２２ページ、２３ページを見ますと、大型部品の輸送ルートや工事関係車両の主要な走行ルートが示されておりまして、２３ページの主要な走行ルートは緑色の線で示されているのですが、黄色の点が生コンクリート工場の位置する場所となっております。

次に、２６ページをご覧ください。

こちらには区域周辺の他事業の位置が示されているのですが、南側に約１０キロメートル離れた位置に、この後審議予定の（仮称）福島町風力発電事業があります。

続きまして、区域及びその周辺の概要についてです。

まず、動物についてです。

６６ページをご覧ください。

こちらの図はEADASのセンシティブティマップの図ですが、区域が位置するメッ

シュは、クマタカの情報により水色の部分が注意喚起レベルCになっています。周囲のメッシュではオジロワシやチュウヒの情報で注意喚起レベルが A3 と B の 2 種類になっています。

またページをめくっていただいて、69 ページをご覧くださいと、緑色の線がノスリの渡りルートとなっている可能性があります。周辺にある白神岬のほうではハククマやその他猛禽類の渡りルートが確認されているほか、次のページにも示しているのですけれども、鳥類の夜間の渡りのルートが周辺に存在している可能性があることが分かります。

次に、植物についてです。

97 ページをご覧ください。

こちらは植生自然度の図ですけれども、区域内にはトリアシショウマーミズナラ群集や植林地を中心とした植生自然度 6 から植生自然度 7 の区域が広く分布しているほか、南部には植生自然度 9 のチシマザサブナ群落が生育しておりまして、その一部が風力発電機の設置予定地点と若干重複しております。

現存植生図は 90 ページにありますので、そちらをご参照ください。

図書の後ろのほうに資料編がついています。ページ数が資料 1、資料 2 と振ってあって分かりにくいかもしれないのですけれども、資料 3 のところに改変区域と現存植生を重ね合わせた図がありますので、こちらも、適宜、ご参照ください。

次に、重要な自然環境のまとまりの場についてです。

107 ページをご覧ください。

こちらは区域東部の一部ですけれども、大体図の真ん中辺りに特定植物群落である知内トドマツ林、また、ムズルセ川トドマツ希少個体群保護林と重複しております。

次に、景観について説明いたします。

118 ページをご覧ください。

こちらは主要な眺望点ですけれども、青函トンネル記念撮影台が真ん中辺りにあるので、こちらが区域と重複していますほか、周辺では、身近な眺望点を含め、計 22 地点が選定されています。

青函トンネル記念撮影台と重複していると言いましたが、その隣の新幹線展望塔にも重複しているように見えます。しかし、こちらは国道の反対車線です。区域外となっております。

次に、配慮が特に必要な施設についてです。

143 ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設についてということで、北側にある湯の里診療所の約 1.9 キロメートルが風力発電機から最も近い場所となっております。区域の最近接となる場所は区域内の東部にある住宅の約 0.6 キロメートルが一番近い場所となっております。

次に、189 ページをご覧ください。

こちらは国土防災関係の図ですけれども、区域東部と西部が崩壊土砂流出危険地区と重

複しております。1 ページ戻っていただいて、186 ページには保安林の図があるのですが、修正版の資料が出ています。資料 5-2 の裏側の右のページを見ていただくと保安林の図が出ておまして、こちらは図書から修正された図となっておりますので、こちらをご参照ください。

区域の内部には修正がないのですが、区域の南部の指定状況が修正されています。なお、区域内の保安林は全て水源涵養保安林となっております。

続いて、第 4 章の環境影響評価の項目及び手法について説明させていただきます。

ここからは 1 次質問の回答等も併せて説明していきますので、資料 5-1 と先ほど出した資料 5-2 もそのままお手元にご用意ください。

図書の 198 ページをご覧ください。

項目の選定結果一覧ですが、一般的な陸上風力に関わる項目がおおむね選定されております。また、超低周波音については参考項目ではないのですが、区域の周囲に住宅が存在することから、施設の稼働による影響についてということで評価項目として選定することとされております。

非選定とした項目については 201 ページに理由が記載されておりますので、ご確認ください。

先ほどの事業同様、重要な地形及び地質が非選定となっているのですが、こちらでも先ほどの案件同様、名勝、天然記念物やデータブックに記載されるような希少性や学術性の観点から重要な地形及び地質は存在しないことから選定しないとしております。

ここで資料 5-1 の 5 ページの質問番号 4-1 をご覧ください。

先ほどの事業と内容が重複してしまうのですが、こちらでも建設機械の稼働を要因とする振動について選定されておられません。しかし、対象事業実施区域内に住宅等があり、振動による影響が懸念されるということで、選定する必要はないのかの根拠を伺っています。これに対して、事業者から、大気環境項目のうち、建設機器の稼働に係る振動の項目が参考項目から削除されていることから、今回、稼働を要因とする振動は選定しなかったとのこと。

なお、風力発電機の建設工事において大きな振動が発生する工事は風力発電機ヤード位置と想定されますが、国の資料を基に風力発電機から約 500 メートル離れた地点における振動レベルを算出した結果、現段階において、本事業では風力発電機から住宅等との離隔距離が 600 メートル以上あるという点も踏まえ、建設機械の稼働による振動の影響は想定されないことから項目非選定としましたとの回答がありました。

続きまして環境影響評価の手法に関し、主な項目に絞って説明していきます。

図書に戻りまして、騒音、振動について、212 ページをご覧ください。

詳細な図面は 223 ページにありますので、こちらもご参照いただければと思います。

215 ページにある評価の手法についてです。経済産業省の発電所に係る環境影響評価の手引に基づく手法としたとしながら、同手引において検討するとされている特定建設作業

に伴って発生する騒音の規制に関する基準との整合に関する評価は不要と判断したことが適切であるという根拠をについて、資料 5-1 の 6 ページの質問番号 4-9 で事業者に質問しています。住宅近傍においては、特定建設作業によって発生する騒音の規制に関する基準に規定されている特定建設作業は行う想定ではなく、道路の拡幅等の小規模な工事を予定しているということで当該規制の基準との整合に関する評価は不要と判断した、また、準備書において建設機械に伴う騒音の予測結果について、参考としてということで、「騒音に係る環境基準について」に規定されている昼間の 55 デシベルとの比較評価を行う予定との回答がありました。

次からは、水環境について、224 ページから記載されております。

浮遊物質量の状況及び流れの状況の調査地点は 228 ページに、土質の状況の調査地点は 229 ページに記載されております。また、風車の影の調査ですけれども、230 ページから 231 ページにまとめられておまして、予測地域に湯の里診療所が含まれています。

次に動物について、232 ページから調査手法等が載っています。

このうち 235 ページをご覧いただければと思うのですが、動物の調査手法や内容が表で示されております。以降のページには調査地点の設定根拠や調査位置図が示されていますが、こちらの事業でも踏査ルートが示されていないということで、資料 5-1 の 8 ページの質問番号 4-20 にて、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類の踏査ルートがないということで質問をしております。先ほどの事業と同様、福島のほうでも質問していますが、先ほどの事業と同様の内容となっております。事業者から、踏査ルートについては安全性も考慮しながら既存の道路や林道を中心に検討する、可能な限り風車設置の尾根部も含めて生息する動物相の把握に資するよう留意し、選定してまいりますとの回答を得ております。

先ほどと同じく、252 ページ以降に植物調査についての記載があり、255 ページに対して植物相の目視観察調査における踏査ルートの質問を再びしているのですが、動物の踏査ルートと同様の回答となっております。

続けて、資料 5-1 の 8 ページの資料番号 4-21 と図書の資料編にある資料 4 をご覧ください。

先ほどの事業でも質問がありましたが、希少猛禽類と渡り鳥の定点観察法による調査地点間の視野範囲図について、地上視野が確保できていない地点が複数存在しており、特に区域南部の地上視野が全然確保できていないということです。図書の 205 ページのヒアリングでは、区域内南部の調査が非常に難しいこと、飛翔していることが分かっても種の判別までできるのかが疑問である旨の意見があるということから、これら風力発電機の設置予定位置とその周辺の地上視野を確保できる調査地点を追加する必要はないかを伺いました。これに対して、事業者から、猛禽類調査地点は、おおむね風車周辺の視野が網羅されていていいだろうと専門家より意見をいただいております、上空視野はおおむね確保できていると考えている、ただし、指摘のとおり、採餌行動などの地上付近での行動や利用状況を

把握するためには地上視野も重要であるということは理解している、今後実施する現地調査においては、猛禽類の出現状況を踏まえ、適宜、調査地点の追加や移動観察等の対応は行って参りたいとの回答をもらっております。

次に、生態系についてです。

図書に戻りますが、258 ページ以降にまとめられております。

260 ページに注目種の選定についての記載がありまして、上位性種はクマタカ、典型性種はカラ類を選定しておりまして、クマタカについては生息状況と餌種の調査、カラ類については生息状況と餌資源量調査を実施するという計画になっております。

次に、景観についてです。

270 ページ以降に記載があります。

調査地点ですが、272 ページに設定根拠を書いています、273 ページに図が載っております。

可視領域図により不可視となっていたり、不特定多数の利用の場に該当しない非選定地点は 274 ページにまとめられていますので、ご覧ください。

資料 5-1 の質問番号 3-8 で垂直視野角について回答を得ておりますので、それぞれの眺望点の垂直視野角を確認する場合はこちらを確認していただければと思います。

次に、人と自然とのふれあいの活動の場についてです。

図書をめくっていただいて 276 ページ以降に記載がありまして、さらにめくって 279 ページには図面があるのですが、区域周辺を通る国道付近の 4 地点を調査対象としております。

図書の説明は以上です。

ただ、資料 5-1 について追加でご確認をいただきたいところがありますので、資料 5-1 の 3 ページの質問番号 3-2 をご覧ください。

こちらで夜間の渡りルートのことについて質問をしております、渡りの状況を把握できるよう調査手法に反映する必要があると考えていますということで、こちらから事業者の見解を伺っています。これに対して、事業者から、夜間調査と IC レコーダー調査を含む任意観察調査にて夜間の渡りの状況を把握しますという回答をいただいています。また、調査時期についても、各実施月に上旬、中旬、下旬と実施することで様々な種を確認できるように幅を持たせた調査時期を設定しています、専門家のご意見を踏まえてサーマルカメラやサーマルスコープ、実際に目視により飛翔状況を確認する手法などを検討していますとの回答をもらっています。ただし、夜間の渡りを確認する手法は確立されたものではないので、専門家の助言も踏まえ、現地調査でより良い手法を試行しながら実施することを想定していますとのことです。

次に、このままのページで下のほうに行きまして、質問番号 3-6 です。

先ほど出しましたムズルセ川トドマツ希少個体群保護林が対象事業実施区域と重複しているということで、こちらを除外しなかった理由、また、保護林以外にも特定植物群落と

も重複していますということで、先ほどの今金せたなで案件で澁谷委員からトドマツの話がありましたけれども、こちらでも理由を聞いております。これに対して、事業者から、希少個体群保護林の周囲に分布する特定植物群落や自然林については、今後、現地調査を行い、詳細設計の熟度が高まった段階で実施区域の絞り込みを行う予定と聞いております。保護林などが対象事業実施区域に含まれているのですけれども、保護林の改変は行わない旨を第2章の検討経緯で記載しているということです。保護林の周囲についても改変は行わないように配慮いたしますと事業者から回答をいただいております。

駆け足になりましたが、図書概要等の説明は以上とさせていただきます。

今後の予定ですけれども、一つ前の事業とも同様に、委員の皆様から事業者への2次質問の作成をお願いしたいと考えております。メールにて依頼させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 ただいまの説明について委員の皆様からご意見やご質問がありましたらよろしくお願いいたします。

直接は関係ないのですが、説明にありましたQ&Aの質問番号3-2についてです。

鳥について、今日は先崎委員しかいないですけれども、EADASのセンシティブティマップ（鳥類の渡りのルート（夜間））に対する事業者回答に対する見解はございますか。

○先崎委員 サーマル調査はやっていただけるのかなと思っていました。ICレコーダーなどでは過小評価になりますし、飛翔状況は全く評価できないということを事業者は認識しているのかなと思ったのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○事務局（道場主任） 今までほかの事業でも聞いてきたようなことに対する回答が結構返ってきていますが、本当にそうなのかは、念のため2次質問で改めて確認してみたいと考えております。

○先崎委員 専門家の意見でもあるのですけれども、ピークを捉えるというところの意見もありまして、複数年調査したほうが良いということについてもお願いします。要は、あまり鳥が出なかった時、ちゃんと複数年やることを検討しているのかも、可能でしたら聞いていただければと思います。

○事務局（道場主任） 承知いたしました。質問文を作りましたら確認していただければと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○先崎委員 その先ほどの事業ももしかしたらそうだったのかもしれないのですけれども、重要種のクマガラがいるのです。しかし、これがあまり考慮されていないような印象を受けました。行動圏も広い種類ですし、営巣木など、行動圏内に仮に風車が建つことになった時にどういった影響を評価し、影響を回避するのかがこの地域ではもしかしたら大事になるのではないかと思います。

今の調査手法の一般鳥類の調査や希少猛禽類の調査や定点観察だけで営巣木や行動圏を特定できるのかは疑問でして、それについて調査をする必要性がないのかどうか、新しい2次質問になると思うのですけれども、聞いていただけないでしょうか。

○事務局（道場主任） クマゲラについてですが、図書の204ページに専門家ヒアリングがありまして、専門家からも、管理され、太い木があるトドマツ植林においてはクマゲラが繁殖している可能性があるとの指摘を受けています。事業者としても重要種に留意して現地調査を実施いたしますと回答をしているのですけれども、実際には意見があったとおり、現調査計画でそこまで特定できるのかについて2次質問で確認させていただければと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○澁谷委員 先ほどの保護林の件です。

計画を見ますと、おおよその風車の位置も想定されていますが、保護林をわざわざ事業地に含める必要はほぼないだろうと思うのです。なぜ保護林をわざわざ入れるのか、その理由が分かりません。

先ほど質問にもあったのですが、当然、保護林である以上、改変を行う対象にならないのは当たり前なのですが、質問番号3-6の答え方だと、保護林を入れなければいけない理由には全く答えられていないので、保護林と特定群落の知内トドマツ林と言われているところが事業対象地域に編入されている理由を聞いていただければと思います。

全く必要性がないように見えるのですが、なぜ入っているのか、特に必要がなければ除外していただきたいと思うので、それを質問していただければと思います。

○事務局（道場主任） 確かに、区域に入れなければいけない理由までは回答としていただけていなかったもので、2次質問で確認します。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○先崎委員 何度も申し訳ございません。

先ほどの事業にも当てはまるかもしれないのですけれども、質問番号4-21の見えていないところについてです。

多分、重要種みたいなものが出たら追加調査を検討しますという回答だと思うのですけれども、ここに建てて良いのかどうか、要は、建設地点を設定するという上では満遍なく利用状況を地上も含めて評価しないといけないのではないかと思います。

上空の猛禽類の出現状況などを踏まえて地上の状況を調査しますというのではなく、最初から事業地内を満遍なく調査するような、鳥の利用状況を評価できるような調査設計をしないといけないのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（道場主任） 実際に調査地点が網羅できていないところもあるので、もっと満遍なく評価する必要は確かにあるかと思います。

風車位置と改変区域を19ページで出しているのですけれども、このとおりに進むとも限らないですし、変更する可能性があるのであれば広い範囲で満遍なく評価した方が良い

のではないかと私も考えます。2次質問で事業者に聞いてみたいと思いますので、文言確認をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等がございませんか。

○澁谷委員 先ほどの厚沢部の件と一緒に、森林の調査についてです。

調査プロットは10メートル×10メートル、または、20メートル×20メートルと両方ともなっているのですが、どれぐらい調べればいいのかは難しい問題です。大きければ大きいほど良いとは思いますが、我々の分野だとその場所の最高樹高を一辺とする正方形以上の面積という古い目安があります。そうすると、10メートル×10メートル、あるいは、20メートル×20メートルだとちょっと狭いのだろうというような気がします。

加えて、先ほどの厚沢部も知内もそうですけれども、北海道の中で言うと、道南の地域にしか分布しない植物が結構出てくる地域だと思うのですが、そんなに個体数があるものでもないものも多いので、少し大きめの面積でやっていただいた方が安全かなと思います。

ですから、森林調査の面積はどういう基準で決められているのかを質問していただければと思います。ちょっと狭いのではないかという感じがします。

○事務局（道場主任） 植物の調査で10メートル×10メートル、20メートル×20メートルでは狭いので、どういう基準で設定しているかを聞くのと、もっと広い方が良いのではないか、樹高に合わせた範囲設定が必要ではないかという質問をしたいと思いますが、こちらも文言を確認させていただければと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

黒松内より南の計画の場合は、どうしても北限の植物や北限の群落や北限の植生が関係してきます。それを本州にはあるからいいでしょうというような扱いでいいのかは常に議論の元なので、もしも聞く機会があったらお願いしたいです。

○事務局（道場主任） 承知いたしました。

○露崎会長 特に、厚沢部よりもこちらの方がブナ林やサワグルミ林が結構あるはずなので、そこも含めてお願ひいたします。

そのほかにご質問やご意見等がございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等はないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

それでは、これより本日最後の議事となります議事（6）に移ります。

本日が2回目の審議となります（仮称）福島町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答等の報告をお願ひいたします。

○事務局（菅原主任） 関係資料は資料6-1から資料6-3までとなります。

資料の説明に入る前に、まず、本事業の概要について図書を用いて簡単に振り返りをさ

せていただきます。

黄土色の図書をご覧ください。

図書の3ページをご覧ください。

本事業は、福島町に約1,023ヘクタールの対象事業実施区域を設定した単機出力が3,000キロワットから4,200キロワット程度の風力発電機を最大で16基設置し、最大で4万8,000キロワットの出力となる風力発電所を設置する計画の事業でした。

なお、環境影響を受ける範囲であると認められる地域、いわゆる関係町村は福島町と松前町となっております。

1枚めくっていただきまして、4ページ、5ページをご覧ください。

区域の範囲が地図上と空中写真で示されております。

本事業では、現段階における風車の配置計画も示されておりまして、区域内の尾根上に設置する計画であるといったことが分かります。

図書の事業概要の振り返りについてはこれまでとしまして、資料の説明を行います。

まずは、資料6-1についてです。

こちらは、事業者から提出されました方法書についての意見の概要と事業者の見解となります。

資料の下にページ番号が記載されておりまして、資料2ページから3ページをご覧くださいと、縦覧人数と説明会の来場者数が掲載されております。縦覧者は全箇所0名、また、インターネットによる閲覧が607件あり、福島町で行われた説明会では25名の来場者、松前町で行われた説明会では6名の来場者があったと記載されております。

次に、4ページをご覧ください。

本方法書に対する意見について、1通の意見書の提出を受け、意見総数が14件であったといったことが記載されておりまして、次の5ページから10ページにかけて、それらの意見と意見に対する事業者の見解が掲載されております。

提出された意見と事業者の見解の一部について簡単にご紹介させていただきます。

まず、資料の7ページの意見ナンバー6をご覧ください。

(3)の動物について、クマタカ等の希少猛禽類や白神岬を經由する渡りのルートとの重複等についての懸念のほか、昆虫やその食草、大型哺乳類についても懸念が想定されるといったことから評価を求める意見となっております。これに対して、事業者から、現地調査を行い、生息状況等を確認するといった旨の回答がありました。

次に、1ページめくっていただきまして、8ページの意見ナンバー7をご覧ください。

植物についてですけれども、こちらも動物と同様、重要な種や植物相の存在を指摘する意見が述べられており、また、その中で南方と北方の植物が重なる重要な区域であるといったことが指摘されております。これに対して、事業者から、植物相や植生の生育状況について、現地調査結果等から適切に評価するほか、改変面積を可能な限り最小限に抑え、影響を極力低減するといった旨の回答がありました。

意見の概要と事業者の見解については以上とさせていただきます。

続きまして、資料 6-2 を用い、本事業に係る 2 次質問とその事業者回答についてご説明いたします。

本日は委員からいただきました質問を中心に、何問かを抽出してご説明いたします。また、資料 6-3 は資料 6-2 の補足資料となります。かなりの大冊となっておりますけれども、紙資料 6-2 の説明の際に用いますので、一緒にご用意いただきますようお願いいたします。

まず、資料 6-2 の 3 ページです。

質問番号 3-2 におきまして、前回審議会で先崎委員からいただいた指摘を基に、主要な種について各年のデータをプロットしたグラフを作成するよう依頼し、千軒での調査結果についても収集してはどうかといった質問をいたしました。

ここで事業者から示された資料が資料 6-3 の大冊の資料の大部分を占めているのですが、前回の審議会で先崎委員が求めていたものとは異なるものとなっているかと思われま。印刷した資料は 2 イン 1 となっておりますけれども、各グラフの下にページ番号が記載されております。最初の 27 ページは飛ばしていただきまして、28 ページをご覧ください。

まず、この表に記載された種が事業者の選定した主要な種となります。この主要な種が 29 ページ以降に種ごとのグラフとして記載されています。種ごとにまとまっていれば良かったのですが、年ごとにそれぞれの種を記載して次の年となっております。およそ 6 ページごとに年が変わって、上からヨタカ、ツミ、オオコノハズク、ヒガラ、シジュウカラという名前を 1 年ごとに書いて、アオジ、クロジまで行くとまた次の年のヨタカに行くという感じになっておりまして、これでは前回の審議会で先崎委員がおっしゃっていたような比較は難しいのかなと思われま。

事業者の資料作成の時間等もありまして、調整がし切れないところがあり、申し訳ありませんけれども、3 次質問で引き続き傾向を読み取れるようなデータの提示を求めていきたいと考えております。

なお、ずっと飛ばしていただきまして、95 ページからは千軒でのデータが掲載されています。掲載されているデータがオオコノハズク、ノゴマ、ベニマシコ、アオジの 4 種のみとなっているので、印刷した資料は 2 イン 1 で、紙が変わると横に同じ種が並ぶという状況になっておりますので、比較の見比べやすくなっているかと思われま。

調査年が 1995 年から 2009 年までということで、かなり古めのデータですが、秋の渡りのピークについて、データがない種、年もありますけれども、例えば、資料の 113 ページ、114 ページの 1999 年のデータになってきますとピークがそれなりに分かるのかなと思われまので、今回はこちらをご覧くださいとお願いいたします。

次に、資料 6-2 に戻りまして、8 ページの質問番号追加 3-23 の②をご覧ください。

図書に示された保安林の区域に誤りがあるといったことが判明しましたので、正しい区域を示すよう求めております。

資料 6-3 で示されていまして、後ろから 3 ページの 2 枚目の右肩に別添資料北海道 2 次 Q3-23②と書かれている図をご覧ください。図書を併せてご覧いただければと思うのですが、図書の 190 ページに前回の審議会の時にご説明した保安林の指定状況の図が記載されております。

見ていただければ一目瞭然でどのように違っているのかが分かるかと思えます。まず、区域の北側が土砂流出防備保安林と大きく重複しているほか、区域の中に入っている水源涵養保安林がこのまま西側に延びており、西側をさらに囲うように広がっています。

また、この対象事業実施区域は福島町ですので、福島町内の保安林についてはこれで反映されているのですけれども、隣の松前町内の保安林については依然正しい状況ではありません。私が確認した限り、一番南西に土砂流出防備保安林があるかと思うのですけれども、北端辺りから事業実施区域の中ほどに線を延ばしていただきまして、そこから北側にある区域は基本的には保安林です。

この範囲は、区域には重なっていないのですけれども、当然、情報収集範囲内の指定状況となっておりますので、引き続き正確な情報収集を求める必要があると考えております。

資料 6-2 に戻りまして、資料 6-2 の 13 ページの質問番号 4-22 の④をご覧ください。

前回の審議会で大原委員からご指摘をいただきました昆虫類の調査について、事業者の見解を聞いております。これに対して事業者から、正の走光性の飛翔性昆虫についてはライトトラップにて確認する、また、尾根を含めて踏査し地域の昆虫類相を把握する、また、飛翔性昆虫の把握のためフライト・インターセプト・トラップ等も必要に応じて用いるといった回答がありました。

次に、1 枚めくっていただきまして、14 ページの質問番号 4-26 の②をご覧ください。

植生調査のコドラートについて、風力発電機の設置予定箇所に設定するべきではないかと質問をしました。これに対して事業者から、適切な現存植生図作成のためには各群落の典型部において実施する必要がある、そのため、風力発電機を設置する予定の箇所が典型部である場合はサンプリングを行うこともあるが、必ずしも実施するものではないと考えている、ただし、風力発電機が設置される場所がどういう場所であるのかという概要把握が目的であるということであれば参考として幾つかの地点でサンプリングを行うといった旨の回答がありました。

最後に、資料の 15 ページの質問番号 4-29 をご覧ください。

各景観調査地点からの風力発電機設置予定位置までの最短距離と最大垂直見込み角を質問しております。これに対して、事業者から、地形や樹木等を考慮しない場合の数値として、11 か所の調査地点についてこれらが示されまして、最も近い地点である白符ふれあいセンターで約 1.6 キロメートル、垂直見込み角が約 6.3 度となるということが示されました。

資料の説明については以上となります。

今後の予定ですけれども、委員の皆様には事業者への 3 次質問の作成について依頼させ

ていただきたいと考えております。審議会終了後にメールにて依頼させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**露崎会長** ただいまの説明につきまして委員の皆様からのご質問やご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

○**先崎委員** 追加資料を事務局にも事業者にも準備していただいて、本当にありがとうございました。

確かにちょっと見にくいのですけれども、何とか分かるかなと思います。

関連する質問番号 3-2 ですけども、このデータを見ると、やっぱり 8 月中旬のお盆過ぎのコルリやエゾムシクイ、センダイムシクイかは分からないですけども、幾らかの種類がかなり出ています。今の渡り鳥調査計画だと 9 月からになっていると思いますので、これは修正した方が良くということが言えます。それを指摘していただくとありがたいです。

○**事務局（菅原主任）** 3 次質問で確認していきたいと思います。

○**先崎委員** 続けさせていただきますが、9 ページの質問番号 4-4 の②の回答についてです。

統計モデルを用いて不確実性を考慮しますという話で、複数年の調査は実施しない、必須ではないと考えているということですけども、正直、統計モデルを用いて得られたデータの年変動をどうやって考慮しているのかがよく分かりません。それを聞いていただいた上で、渡り鳥の状況をしっかり把握するためには複数年の調査が必要なのではないかと、いうことを重ねて聞いていただけますとありがたいです。

○**事務局（菅原主任）** 文言について改めてご相談させていただきたいと思うのですけれども、統計モデルでは複数年の調査をせずに年変動の推計はできないのではないかと、いうような趣旨ですか。

○**先崎委員** 具体的にどうやってやるのかというような聞き方でいいと思います。できないかどうかは分からないので、どのように具体的に年変動を推定することを想定しているのかをまず聞いていただいた上で、できないのであれば複数年調査した方が良く、いうことを指摘していただければと思います。

○**事務局（菅原主任）** 分かりました。

○**露崎会長** そのほかにございませんか。

大原委員、昆虫の部分に関しては何か追記的なものはありますか。

○**大原委員** 前の 2 件も似たようなお返事だったのでですけども、FIT と書いてあるのはフライト・インターセプト・トラップで、壁にぶつけて虫を落とすやつです。これを地面に置くのだったら私が意図しているものとは違うのですけれども、ちょっと高いところに置くというようなことを試みってくれるのであれば、私の意図しているところと近いです。何かやってくれるというだけでも、困難ですと言ってやってくれないよりは、大分良いと思

っています。

○露崎会長 そういう意味の質問を次でまたしていただいた方が良いということですね。

○大原委員 高さが欲しいといいますが、飛んでいるところのやつを知りたいということです。ですから、もう少しプレートが回っている高さのものも調べられるような FIT（フライト・インターセプト・トラップ）をかけるということでしょうかと聞いていただいてもいいかなと思いました。

○事務局（菅原主任） そのような質問をしていきたいと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ないようでしたら、本議事についての審議を終了いたしたいと思います。

ここで事務局から報告があるとのことですので、お願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） 本日は6件のご審議をありがとうございました。

私から、1件報告がございます。

番号を振っていない資料をご覧ください。

令和3年10月に諮問しておりました北海道環境影響評価制度の見直しについてです。

この諮問案件は令和4年3月に審議を中断しておりましたけれども、それから2年が経ちますことから、中断後の状況についてご報告をいたします。

2の審議状況についてです。

令和3年10月以降に3回の審議をして以降、審議を中断させていただいております。審議中断の理由としましては、国で風力発電事業の法アセスの規模要件を変えた後もこの制度に関する検討が続きまして、令和4年度中に結論が出される予定ということで、制度を頻繁に変えることによる混乱等を避けるためでした。

ページをめくっていただいて、4の審議中断後の動きについてです。

国では、令和4年度中に結論を得ることを目指して検討を行い、令和5年3月に検討会を開いておりまして、その結果、現行制度の課題を踏まえた制度的対応の方向性をまとめております。幾つもありますけれども、その中で、新しい陸上風力の制度についての枠組みのイメージを提示しております。今後、その具体化のための議論を行うことが必要ということで、令和5年9月に環境大臣が中央環境審議会に「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方」について諮問し、小委員会を設けて、陸上風力発電に係る制度的対応の在り方と洋上風力発電に係る最適な在り方の二つについて検討を進めることを決定いたしました。

そして、今年になって、3月に洋上風力についてのみの答申がありました。洋上風力については、3月12日、アセス法の改正ではないのですけれども、再エネ海域利用法の制度と合わせてアセス制度についても関係する法律改正案を閣議決定して、今後、制度が変わっていく見込みということです。

陸上についてはまだ実質的な検討が行われていないのですけれども、ページをめくって

いただいて、令和5年3月に国の検討会で取りまとめた新制度の枠組みについてのイメージがございます。

今まで、配慮書、方法書、準備書、評価書という4段階の手続を必ずやっておりましたけれども、新しい制度では、まず、事業影響予測書を作成します。これは全てのものではなく、下限値以上となりますけれども、予測書を作成し、その中身によって、著しい環境影響のおそれがあるもの、著しい環境影響のおそれはないものの一定の環境影響のおそれがあるもの、環境影響のおそれが大きくないことが確認されたものという三つに振り分けられます。そして、一番影響が小さいといえますか、環境影響のおそれが大きくないことが確認されたものはそれ以降のアセス手続が不要となります。それから、真ん中のものが今の制度とほぼ同じになりますけれども、予測書をつくった後も予測、評価を実施し、結果を確定させるという手続を要するもの、それから、著しい環境影響のおそれがあるものについては立地の再検討から求めるということになります。こうした制度について具体的に検討していくという案が示されております。

なお、繰り返しになりますけれども、具体的な検討がこれ以上進んでいる状況ではありません。

ページをめくっていただいて、先日、閣議決定された洋上風力については、今後、明らかに制度が大きく変わる見込みとなっております。

再エネ海域利用法とアセス法で、特に配慮書の段階で手続が重複しているのではないかなという話があり、手続上、この二つの重複を省くということです。

真ん中の新制度のイメージについて、簡単に言いますと、現地調査までは国がやり、再エネ海域利用法の促進区域の指定後、事業者が選定された後に、事業者は不足した分の調査を行うとともに、準備書、評価書の手続のみを行えばよくなります。ただ、これは、洋上風力全てに適用されるものではなく、再エネ海域利用法に基づく促進区域に係る事業について適用されるということです。

なお、今、北海道でも、石狩湾、檜山沖のほか、幾つも促進区域に関係する事業が配慮書まで行われておりますけれども、これについては、今後、法律が改正された際、この流れに沿っていくのかどうかについては全く情報がない状況です。

また、今日も最初に審議を行っていただきましたけれども、洋上風力の全てがこの制度に乗るわけではなく、再エネ海域利用法に基づく事業でないものについてはこれまでどおりのアセスメントの手続を行うことになります。

以上、雑駁ですけれども、国の検討状況についての報告でございました。

○露崎会長 ただいまの報告について質問や確認事項等がございましたらよろしくお願ひします。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 特にないようでしたら、終了したいと思います。

これをもって、本日の議事は全て終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） 本日も、長時間にわたり、ご審議をいただき、どうもありがとうございました。

本年度の審議会は本日で終了になりますけれども、次回の令和6年度第1回北海道環境影響評価審議会につきましては、日程調整をさせていただいておりましたとおり、5月15日水曜日の午後の開催を予定しております。

詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、露崎会長におかれましては、平成27年以来9年間、また、会長職につきましては3年間お引き受けいただいておりますけれども、年度が明けて4月25日をもちまして、任期満了につき委員を退任されることになっております。審議会にご出席をいただく機会としては本日が最後となりますので、一言、ご挨拶をいただけますでしょうか。

○露崎会長 どうもありがとうございます。

2015年、元号で言うと平成27年から9年間、長い間、特に会長になってからはまづい司会でいろいろとご迷惑をかけましたが、皆様の助けのおかげで何とか無事にこなすことができました。ありがとうございます。

自分が初めてこの委員をやった時には、半分冗談、半分本気で、風力発電所を建てる場所が無くなったらこの審議会は自然消滅するよねと言っていたのですが、皆様もご承知のとおり、案件はどんどん増えております。また、最初の頃に比べると建てるのが難しい場所が増えているようにも思います。累積的影響だの、インターネットでの公開だの、最初に始めた頃には無かった問題なんかもいろいろと出てきて、これからはますます大変になると思いますが、北海道の自然と再生可能エネルギーの両立のため、皆様、今後ともよろしくお願いいたします。

長い間、どうもありがとうございました。

○事務局（石井課長補佐） どうもありがとうございました。

露崎会長におかれましては、会長として論点を非常に分かりやすく整理していただきますとともに、答申案についても非常に有益なご助言を数多くいただきました。長い間、本当にどうもありがとうございました。

なお、審議会への出席としては本日が最後になりますけれども、答申の最終決定など、もう少しお付き合いをいただくことになります。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

また、新しい会長は次回の審議会の時に新たに選出いたします。

3. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議회를終了いたします。

長い時間、お疲れさまでした。

以 上